

別記様式

随意契約結果書

物品等の名称及び数量	真室川町安久土地区ほか堤防等除草委託
契約担当官等の氏名並びにの所属する部局の名称及び所在地	分任支出負担行為担当官 東北地方整備局 新庄河川事務所長 光永 健男 山形県新庄市小田島町5番55号
契約締結日	令和 元年 5月 22日
契約の相手方の氏名及び住所	真室川町長 山形県最上郡真室川町大字新町127-5
契約金額 (消費税及び地方消費税含む)	4,400,000円(税込み)
予定価格 (消費税及び地方消費税含む)	非公表
随意契約によることとした理由	別紙「随意契約理由書」のとおり
備考	

備考 公表対象随意契約が単価契約である場合には、契約金額欄に契約単価を記載するとともに、備考欄に単価契約である旨及び契約単価に予定調達数量を乗じた額を記載する。

随意契約理由書

1. 契約団体名：真室川町（山形県最上郡真室川町大字新町127-5 0233-62-2111）
2. 業務の名称：平成31年度 真室川町安久土地区ほか堤防等除草委託
3. 契約理由

今後の河川管理及び砂防管理は、地域住民の多様なニーズに対して、柔軟かつ機敏に対応するために、地域住民等と協働して実施することが不可欠である。

真室川町における堤防に囲まれた安久土、高沢、新町、木ノ下等の各地区においては、洪水等に対する防災意識が高く、堤防及び維持管理に対する重要性、必要性が、十分に認識されている。また、普段より河川清掃など美化活動をしており河川愛護、美化思想の進んでいる地域である。

このため、真室川町に除草等（除草、清掃、報告等）を委託することにより、これら地域住民の河川や砂防に対するさらなる理解（管理の重要性、必要性、美化、愛護思想等）の促進が期待される。

契約内容については、事前に相手方と協議し同意を得ているところであり、河川法第99条の規程を根拠法令とし、本業務を真室川町に委託するものである。

契約にあたっては、契約の相手方が一に定められ、競争性のない随意契約によらざるを得ないことから、会計法第29条の3第4項、並びに予決令第102条の4第3号の規程に基づき、随意契約を締結するものである。